

ポリファーマシー対策に関する業務手順書

【目的】

ポリファーマシーとは、単に薬剤数が多いだけでなく、副作用、薬物相互作用、同効薬の重複、服薬アドヒアランス低下など様々な問題につながる状態であり、ポリファーマシー対策は、長期間漫然と投与される薬剤や処方意図不明な薬剤の投与を回避し、医薬品に関する医療安全及び適正使用を推進することである。

本手順書は、宮崎大学医学部附属病院において、ポリファーマシーに関して薬物療法の有効性、安全性、経済性、アドヒアランス向上等の観点から多職種連携の下で、適切に薬物治療管理を展開するための標準的な業務について定めるものである。

本手順書に基づき、医療機関内で発生するポリファーマシーに関連する問題を解決するために、情報収集、多職種（医師、薬剤師、看護師等）による連携の下で薬剤の総合的な評価を行い、適切な用量への変更、副作用の被疑薬の中止及びより有効性・安全性の高い代替薬への変更等の処方内容の変更、及び情報共有を行うこととする。

【対象者のスクリーニング条件】

対象患者は、以下のいずれかの条件を参考とする

- ・ 65 歳以上
- ・ 服用している薬剤が 6 種類以上ある
- ・ 患者や家族が処方の見直しを希望している
- ・ 同効薬の重複投与の観点から検討すべき薬剤がある
- ・ 効果・副作用の観点から検討すべき薬剤がある
- ・ 薬物相互作用の観点から検討すべき薬剤がある
- ・ 患者の病態や生理機能の観点から検討すべき薬剤がある

【多職種連携】

多職種間での連携については、カンファレンス記録や日常業務で情報共有して実施する。

【ポリファーマシー対策の実施】

情報収集	持参薬調査、診療情報提供書、お薬手帳等を参考に服用中の薬剤の確認を行う。服薬状況、副作用、理解度、漸減意向等は、患者または家族から聴取し、必要に応じて他の医療機関や薬局等と連携して情報を収集する。
処方内容の見直しと情報共有	処方内容の見直しの要点・協議内容（変更内容・理由等）をカルテに記載（カンファレンス議事録でも可）し、処方内容を変更する際の留意事項を多職種で共有する。
処方内容見直し後の観察と再評価	日常診療や薬剤管理指導業務等を通して、多職種で患者の病状や経過を確認し、必要に応じて処方内容の再評価を行う
退院時の連携	医師：必要に応じて診療情報提供書を用いて連携すること 薬剤師：必要に応じてトレーシングレポート、お薬手帳、薬剤サマリー等を用いて、転院先やかかりつけ薬局へ情報提供を行う